

障害のある人の相談支援従事者の人材育成の取り組み
—富山県における相談支援専門員の人材育成の取り組み—

The approach of human resource development of
Social Worker (for People with Disabilities)

室 林 孝 嗣
MUROBAYASHI Takatsugu

障害福祉制度が利用契約制度となり、障害福祉サービスを利用するときには、サービス等利用計画を立てなければならない。そのサービス等利用計画を立てるのが相談支援専門員である。国の施策によりその数は増えたが、相談支援専門員の質を高めることと人材育成という点では十分な状況にあるとはいえない。相談支援専門員を支援する仕組みもまた必要である。

キーワード： 障害者ケアマネジメント、相談支援専門員、人材育成

I. はじめに

2006（平成 18）年 4 月に障害者自立支援法が施行された。ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が普通に暮らせる地域づくりを目指し、相談支援事業を市町村及び都道府県の責務として位置付けた。相談支援事業には、個々の障害者のニーズを丁寧に聞きとり、そのニーズを充足していく「相談支援専門員」が配置された。2012（平成 24）年度からの障害者自立支援法の改正法（つなぎ法）の施行に伴い、計画相談、基本相談、地域移行支援、定着支援、障害児相談を法律に位置付け、サービス等利用計画の対象は障害福祉サービスを利用するすべての障害児者に拡大された。

相談支援専門員は、各都道府県で実施される「相談支援従事者初任者研修」（5 日間）を受講し、「相談支援従事者現任研修」（3 日間・相談支援従事者初任者研修受講後 5 年以内）を受講することにより、相談支援専門員としてその業務に従事することになる。適切なケアマネジメントを実

施し、相談支援事業を展開するためには、個々の相談支援専門員の力量（知識・技術・倫理など）とそれを支える自立支援協議会などの機能が必要となる。

現在、多くの相談支援専門員がさまざまな地域で活躍し、今後ますますその役割が重視される中、一方では、多くの課題や不安に直面し日常業務に追われながらも孤軍奮闘している。相談支援専門員を支えると同時に、さらなる相談の質の向上と担保、地域間格差の低減に向け、継続的な人材養成やフォローアップの仕組みが必要となる。

本稿では、国が行う相談支援従事者指導者の養成研修の変遷を辿りながら、都道府県での相談支援従事者養成の現状を富山県の状況をもとに見ていく。そして、今後相談支援従事者の人材育成がどのように行われようとしているのか検討する機会としたい。

Ⅱ. 相談支援従事者養成の状況

1. 国の相談支援従事者指導者養成研修の変遷

障害者の相談支援従事者の養成研修は1998（平成10）年より厚生労働省によって開始されている。

わが国における現相談支援従事者指導者養成研修の経過の概要は【表1】に示した通りである。現在まで、相談支援従事者指導者養成の研修は、名称を変えながら続いてきている。相談支援を行う者の名称も当初「介護等支援専門員」としたが、その後「障害者介護等支援専門員」「障害者ケアマネジャー」と変更され、「障害者ケアマネジメント従事者」に落ち着いた。2002（平成14）年には、「障害者ケアガイドライン」が示され、障害者ケアマネジメントが手法として明文化された。こうした手法の導入から、支援費制度そして障害者自立支援法への制度変更、障害別から3障害合同へと障害者の相談支援の一般化を図るとともに、より質の高い相談支援従事者の養成と継続的な研修を目的とした障害者ケアマネジメント従事者指導者研修5日間＋上級研修3日間の別内容の実施から、2006（平成18）年度からは、相談支援従事者指導者養成研修として5日間から3日間への日程短縮での実施と変更されてきた。都道府県においては「相談支援従事者初任者研修」と「相談支援従事者現任研修」が位置づけられた。

【表1】 国の相談支援従事者指導者養成研修の変遷

年度	国の指導者養成研修の研修名	備考
1998（H10）	介護等支援専門員養成指導者研修	身体（名古屋）、知的（三重）、精神（栃木）
1999（H11）	（身体・知的）障害者介護等支援専門員養成指導者研修	身体・知的（横浜）
2000（H12）	（身体・知的）障害者ケアマネジャー養成指導者研修	身体・知的（名古屋）、介護保険制度開始
2001（H13）	（身体・知的）障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修	研修（ロフォス湘南）知的・身体合同

2002 (H14)	障害者ケアマネジメント従事者 養成指導者研修	3 障害研修 (ロフォス湘南) 身体・知的・精神合同
2003 (H15)	障害者ケアマネジメント従事者 指導者研修	支援費制度、上級研修開始、障害者ケアマネ体制支援 事業、3 障害地域生活支援事業等一般財源化
2004 (H16)	障害者ケアマネジメント従事者 指導者研修	演習：3 障害合同、上級研修実施
2005 (H17)	障害者ケアマネジメント従事者 指導者研修	国「指導者」研修、「上級研修」一本化
2006 (H18)	相談支援従事者指導者養成研修	自立支援法施行、県「現任研修」開始、サービス管理 責任者指導者養成研修開始
2007 (H19)	相談支援従事者指導者養成研修	
2008 (H20)	相談支援従事者指導者養成研修	*この年度までは「伝達研修」という位置づけで、都 道府県研修と同一内容で実施
2009 (H21)	相談支援従事者指導者養成研修	*研修実施方法を研修する
2010 (H22)	相談支援従事者指導者養成研修	法の円滑な施行準備研修・専門コース別研修 *現任研修について焦点を当てる
2011 (H23)	相談支援従事者指導者養成研修	改正自立支援法の施行に重点をおく
2012 (H24)	相談支援従事者指導者養成研修	障害者総合支援法、サービス等利用計画対象者範囲拡 大*ファシリテーターの確保など体制構築の視点を 導入
2013 (H25)	相談支援従事者指導者養成研修	*①全ての申請者に対して計画相談が実施できるた めの研修として位置づける、②都道府県職員のための演 習を実施、③計画相談のチェックリスト提示、④基幹 相談支援センターの推進
2014 (H26)	相談支援従事者指導者養成研修	*都道府県研修の質の向上させるために、都道府県に おける研修の体制強化及び内容の充実について重点 的に実施する。①ファシリテーター (研修体制) の確 保、②従事者研修の演習内容の検討、③難病者への支 援

<参考>平成 20 年度障害者保健福祉推進事業「障害者相談支援専門員の継続研修の必要性とプログラム構築に関する研究事業報告書」

—社団法人日本社会福祉士会障害者相談支援専門員の継続研修の必要性とプログラム構築に関する研究事業プログラム検討委員会—

及び平成 26 年度相談支援従事者養成研修資料をもとに筆者作成

国の養成研修では、都道府県に戻ったときに、伝達的な研修が実施されるような講師養成として、都道府県での初任者研修 (5 日間) の内容を中心として実施がされてきていた。しかし、日本社会福祉士会の「障害者相談支援専門員の継続研修の必要性とプログラム構築に関する研究事業報告書」(平成 20 年)¹⁾が示すように、国の養成研修に関しては、①障害者相談支援従事者指導者養成研修の内容が、講師養成なのか、初任者研修で使う内容なのか、現任研修の内容なのか

ポイントが見えにくい。②各グループによって演習の方法が異なり、指導者の演習手法の獲得なのか自分たちがスーパーバイズをされに来ているのかわかりにくい。③都道府県から派遣する対象者が、市町村や各法人から推薦をしてもらうため実践と講師能力のギャップがある。④近年、毎年異なった演習手法が紹介されているため、前年度に派遣した指導者養成の講師が新たな手法を理解し都道府県の演習のファシリテーターになるのに困惑する。等々の問題が指摘されるようになった。

また、都道府県や市町村における相談支援従事者の養成・育成に関して（体制・仕組み等）は、①都道府県の自立支援協議会に人材育成に関する部会を設置し都道府県の相談支援従事者研修等の内容について継続的に検討しバージョンアップを図るべき。②その中で講師の養成や人材確保についても計画的に立案し都道府県と共に責任を持つべき。③地域の自立支援協議会を強化し、地域の実情に応じた実践者の質の向上に向けた研修を組むべき、④同時に確実に個別支援会議を実施し日頃の Off・JT を図るべき。⑤都道府県の特別アドバイザーや圏域アドバイザーを十分に活用すべき。⑥平素の質の向上が重要である。⑦取り組み方次第で一層都道府県・市町村格差が広がる。等の指摘がなされた。

以上のことから、2009（平成 21）年度を境に、国の研修は、これまでの「伝達研修」のスタイルから、「研修実施方法を研修する」内容に改められた。現在は、現任研修の内容も含め各都道府県で主体的に取り組まれることを目的とした内容の相談支援従事者指導者養成研修として3日間の研修となっている。

2. 富山県における相談支援従事者研修

富山県では、1998（平成 10）年から、国が行う相談支援従事者指導者養成研修に行政職をはじめ、主に「市町村障害者生活支援事業」「障害児（者）地域療育等支援事業」及び「精神障害者地域生活支援センター」を実施している事業所等から受講者を推薦し派遣してきた。その後、身体・知的・精神の分野で推薦された3名と行政職1名が受講する形態となった。その受講者が伝達研修するというかたちで、同年度の障害者相談支援従事者研修に関わることになった。

国の相談支援従事者指導者養成研修への派遣状況と富山県で行われてきた相談支援従事者の研修は、【表 2】のとおりである。②初めて相談従事者の研修が行われたのは、2000（平成 12）年「身体障害者・知的障害者ケアマネジャー養成研修」からである。その後、「障害者ケアマネジメント従事者養成研修」「障害者ケアマネジメント従事者研修」となり、2003（平成 15）年に障害者ケアマネジメント従事者研修等を修了した人を対象に「フォローアップ研修」が開催された。2006（平成 18）年からは、「相談支援従事者研修初任者研修」及び「相談支援従事者現任研修」が開始され、2012（平成 24）年に「専門コース別研修」が新たに設けられた。現在、相談支援従事者研修事業実施要綱にもとづき、「相談支援従事者研修初任者研修」「相談支援従事者現任研修」「専門コース別研修」の3つの研修のカリキュラムが定められている。

【表2】富山県における国研修派遣状況と県の相談支援従事者研修の実施状況

年度	国の相談支援従事者指導者養成研修の研修名	国研修参加者(◆…行政職、◇…行政職外)				県研修		
		身体	知的	精神	上級(H15～) 行政(H19～)	初任者研修	現任研修	専門コース 別研修
1998 (H10)	介護等支援専門員養成指導者研修	◆◆		◆				
1999 (H11)	(身体・知的)障害者介護等支援専門員養成指導者研修	◆	◆◆	◆				
2000 (H12)	(身体・知的)障害者ケアマネジャー養成指導者研修	◆	◆◇	◆◆		(身体・知的)障害者ケアマネジャー養成研修		
2001 (H13)	(身体・知的)障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修	◆◇	◆◇	◆		障害者ケアマネジメント従事者養成研修		
2002 (H14)	障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修	◇	◇	◆		障害者ケアマネジメント従事者養成研修		
2003 (H15)	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修	◆	◆	◆	◆	障害者ケアマネジメント従事者研修	フォローアップ研修	
2004 (H16)	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修	◇	◇	◆	◇	障害者ケアマネジメント従事者研修	フォローアップ研修	
2005 (H17)	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修	◇	◇	◇	(←上級レベルとして)	障害者ケアマネジメント従事者研修(合同)		
2006 (H18)	相談支援従事者指導者養成研修	◇	◇	◇				
2007 (H19)	相談支援従事者指導者養成研修	◇	◇	◇	◆			
2008 (H20)	相談支援従事者指導者養成研修	◇	◇	◇	◆			
2009 (H21)	相談支援従事者指導者養成研修	◇	◇	◇	◆			
2010 (H22)	相談支援従事者指導者養成研修	◇	◇	◇	◆			
2011 (H23)	相談支援従事者指導者養成研修	◇	◇	◇	◆			
2012 (H24)	相談支援従事者指導者養成研修	◇	◇	◇	◆			
2013 (H25)	相談支援従事者指導者養成研修	◇	◇	◇	◆			
2014 (H26)	相談支援従事者指導者養成研修	◇	◇	◇	◆			

富山県で行われる相談支援従事者の研修の講義部分に関しては、2000（平成12）年から、主に県外講師を招聘して行われていたが、2006（平成18）年からは、県内で活動する相談支援専門員等が各論に関して講師を務めるようになり、2008（平成20）年には、ほぼメインとなるコマを県内講師が担当するようになった。また演習に関しては、同じく県外講師により行われていたが、2004（H16）年から演習のスタッフとして相談支援従事者が参加している。初任者研修は2008（平成20）年から、現任研修は2013（平成25年）から県内講師が行っている。それぞれ国研修に参加したメンバーが講義講師や演習講師・ファシリテーターを務めている。相談支援従事者の研修の演習講師・スタッフの推移は【表3】のとおりである。3)

【表3】富山県における相談支援従事者の研修の演習講師・スタッフの推移

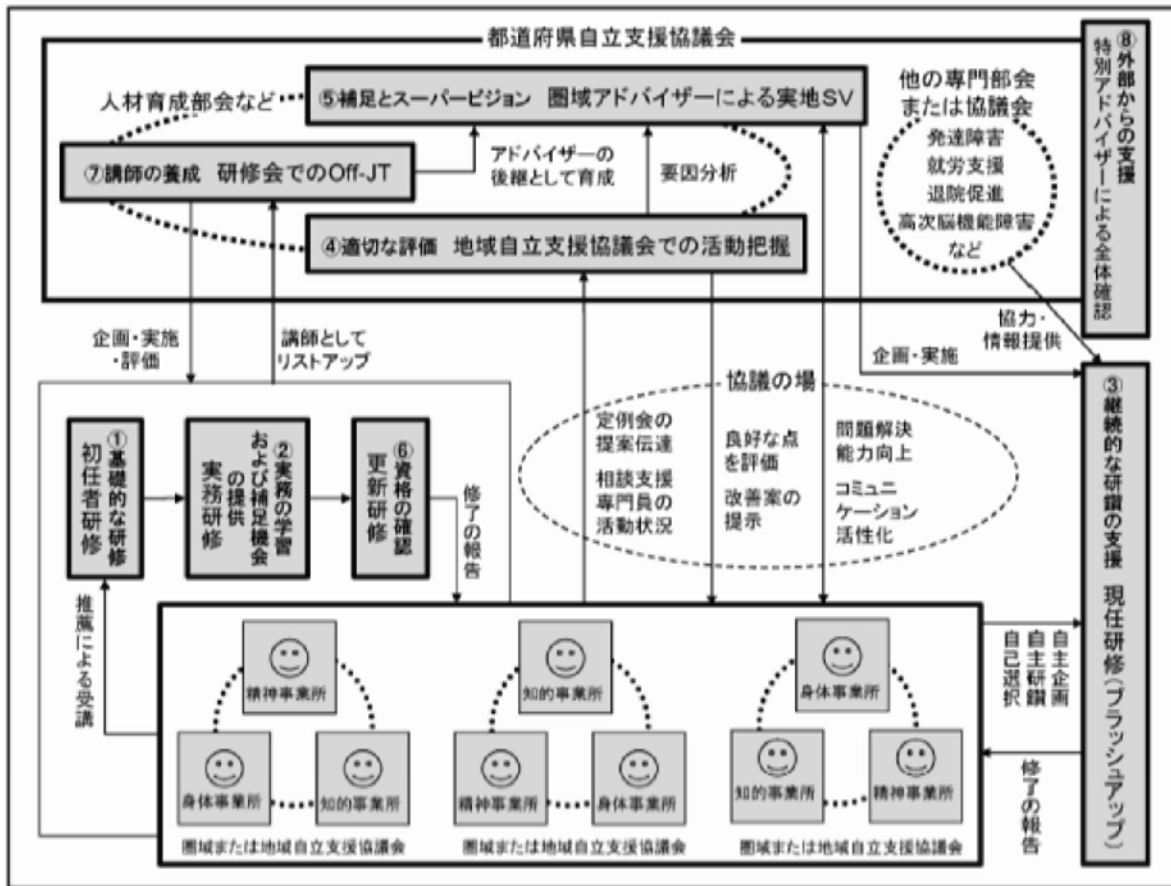
年度	国の相談支援従事者指導者養成研修の研修名	県研修(○…県内講師・スタッフ)						
		初任者研修	現任研修	専門コース別研修	初任演習講師	初任演習スタッフ	現任演習講師	現任演習スタッフ
1998(H10)	介護等支援専門員養成指導者研修							
1999(H11)	(身体・知的)障害者介護等支援専門員養成指導者研修							
2000(H12)	(身体・知的)障害者ケアマネジャー養成指導者研修	(身体・知的)障害者ケアマネジャー養成研修			(県外講師)			
2001(H13)	(身体・知的)障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修	障害者ケアマネジメント従事者養成研修			(県外講師)			
2002(H14)	障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修	障害者ケアマネジメント従事者養成研修			(県外講師)			
2003(H15)	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修	障害者ケアマネジメント従事者研修	フォローアップ研修		(県外講師)		(○)	
2004(H16)	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修	障害者ケアマネジメント従事者研修	フォローアップ研修		(県外講師)		(県外講師)	(○)
2005(H17)	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修	障害者ケアマネジメント従事者研修(合同)			(県外講師)	(○)	(県外講師)	(○)
2006(H18)	相談支援従事者指導者養成研修				○	—	県外講師	○
2007(H19)	相談支援従事者指導者養成研修				県外講師	○	県外講師	○
2008(H20)	相談支援従事者指導者養成研修				○	○	県外講師	○
2009(H21)	相談支援従事者指導者養成研修				○	○	県外講師	○
2010(H22)	相談支援従事者指導者養成研修				○	○	県外講師	○
2011(H23)	相談支援従事者指導者養成研修				○	○	県外講師	○
2012(H24)	相談支援従事者指導者養成研修				○	○	県外講師	○
2013(H25)	相談支援従事者指導者養成研修				○	○	○	○
2014(H26)	相談支援従事者指導者養成研修				○	○	○	○

Ⅲ. 相談支援専門員の人材育成について

1. 人材育成システムの提言

日本社会福祉士会の「障害者相談支援専門員の継続研修の必要性和プログラム構築に関する研究事業報告書」(平成20年)には、求められる相談支援専門員を育成するためには、以下のようなシステムを整える必要があると提言している。

- ① 基礎的な研修…初任者研修
- ② 実務の学習および補足機会の提供…実務研修
- ③ 継続的な研鑽の支援…現任研修(ブラッシュアップ研修)
- ④ 適切な評価…地域自立支援協会での活動把握
- ⑤ 補足とスーパービジョン…圏域アドバイザーによる実地S V
- ⑥ 資格の確認…更新研修
- ⑦ 講師の養成…研修会でのOff-JT
- ⑧ 外部からの支援…特別アドバイザーによる全体確認



「障害者相談支援専門員の継続研修の必要性とプログラム構築に関する研究事業報告書」(平成 20 年) より抜粋

2. 富山県における人材育成

富山県では、相談支援専門員の人材育成に関して、以下の取り組みをしている。①自立支援協議会専門部会（相談部会）、②事業所連絡会、③研修ワーキンググループについて説明する。

(1) 自立支援協議会専門部会（相談部会）

富山県では、2008（平成 20）年 6 月 11 日に「富山県自立支援協議会」を、同年 8 月 29 日に「富山県自立支援協議会専門部会」を設置した。その専門部会の中に「相談部会」がある。相談部会の検討事項は、①事例研究（典型ケース、処遇困難ケースなど）を通じて、事業所間のネットワークの構築や各障害保健福祉圏域ごとの均てん化について、②相談支援事業から必要とされる研修の企画、立案について、と定めている。

(2) 事業所連絡会

富山県では、県自立支援協議会専門部会の相談部会の取り組みとして、2009（平成 21）年から、「事業所連絡会」を年 3 回実施している。これは、相談支援専門員が現任研修だけでなく、日頃から事例検討等を通して相談支援専門員としての質を高めることを目的としたものである。

2009（平成 21）年当初は、1 回ごとに各圏域持ち回りで計画を立てて開催していたが、連絡会の企画をする中心となる人が必要であることから、2010（平成 22）年に、各圏域（新川、砺波、射水、滑川・中新川、富山）で代表者を決めた。実施内容は、概ね事例検討を中心に行い、事例

【表4】事業所連絡会の取り組み

年度	月日	内容	担当圏域
2009 (H21)	8.25	1. 各地域自立支援協議会の現状報告 2. 今後の相談支援事業所連絡会(仮称)の取り組みについて 3. 意見交換	富山
	10.23	1. 事例検討(障害から介護保険への移行について) 2. 意見交換	砺波
	2.26	1. 事例検討(地域で生活する虐待が疑われる障害者への支援) 2. 意見交換	高岡
2010 (H22)	4.23	1. 研修会「サービス事業所から相談支援へ望むこと」講師:〇〇氏 2. 平成22年度連絡会のあり方(日程確認等) 3. 情報交換	新川
	8.19	事例検討、意見交換	砺波
	9.28	事例検討	富山
	11.24	事例検討	新川
	3.17	事例検討	高岡
2011 (H23)	7.1	1. 平成24年度からの相談支援体系について …相談支援従事者指導者養成研修(国研修)受講者による伝達 2. 意見交換	富山
	9.1	1. 事例検討 2. 意見交換	砺波
	12.1	<講義> 「H24からの相談支援体制について」講師:菊本圭一氏 <平成23年度 相談部会研修会(特別アドバイザー派遣事業)>	
	3.1	1. 新規指定相談支援事業所紹介 2. 平成24年4月からの相談支援体制について 3. サービス等利用計画作成事例について ・A事業所 ・B事業所 ・C事業所	高岡
2012 (H24)	6.4	・参加者紹介 ・事例検討 事例提供者 〇〇園地域生活相談室 〇〇氏 アドバイザー △△氏 グループで事例検討し、サービス等利用計画を作成 (参加者39名)	新川
	8.1	・事例検討 事例提供者 〇〇園 〇〇氏 グループで事例検討し、サービス等利用計画を作成、発表 進行 △△氏 (参加者44名)	富山
	3.8	相談支援従事者「専門コース別」研修と兼ねて開催 テーマ:障害児支援(発達障害) ○発達障害の概要 ○発達障害児への支援の現状 ○障害児支援におけるサービス等利用計画の作り方	
2013 (H25)	6.11	<グループ討議> サービス等利用計画立案における課題について (参加者56名)	砺波
	8.6	<目標> ・「サービス等利用計画の評価サポートブック」の活用方法を学び「相談者に寄り添った計画」を作成することができる ・ネットワークの構築・情報共有をとおし、相談支援専門員が元気になる。 <講義>「サービス等利用計画の評価サポートブック」の活用について(国研からの情報を踏まえて)△△氏 <グループワーク> 事例提供者:〇〇氏 (参加者56名)	高岡
	3.11	<テーマ>グループスーパービジョンの実践 <講義>グループスーパービジョンの実践～野中式事例検討会を学ぼう～ <グループワーク>グループスーパービジョンの実践 <全体会> (参加者50名)	新川
2014 (H26)	6.24	<テーマ> サービス管理責任者と相談支援専門員の連携を深める <事例紹介、パネルディスカッション> 〇〇氏、△△氏 <グループワーク> 「連携を深めるために明日からできること」 (参加者64名)	富山
	8.21	<テーマ> 障害のある方の就労を支えるために相談支援専門員ができること <講義> 「就労に関する制度について ～基礎知識(事例を交えて)～」 講師:〇〇氏(△△就業・生活支援センター) <グループワーク> 「働きたい」思いを就労に結び付けるために (参加者54名)	砺波
	12.16	<テーマ> 生活困窮者自立支援事業と相談支援専門員 <講義> 演題 「社会福祉協議会の事業を活用しよう～フォーマル・インフォーマル～」 講師 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 〇〇氏 <グループワーク> 「安心できる生活のために社協と連携するには」 (参加者51名)	高岡

は各担当の圏域に任せることとした。しかし、実施時期・場所、テーマ、対象者等を決める際、準備の打ち合わせ、スタッフ、会場借り上げ料やその他の諸費用等の課題があった。

2011（平成 23）年、担当圏域（新川、富山、砺波、高岡の順で開催）を決め、定期開催（7月、9月、3月）することとした。

2012（平成 24）年は、6月、8月、3月に実施した。指定特定相談支援事業所からの参加者が増え、30～50人規模となる。

2013（平成 25）年から、圏域アドバイザーが参画し、研修内容等を検討した。前年度同様、6月、8月、3月に実施した。参加者は50～60人。担当者は、連絡会を行うに際して、同圏域の相談支援専門員に協力を依頼する方法をとっている。

2014（平成 26）年は、6月、8月、12月に実施した。参加者は50～70人。参加人数が増えたことから、会場借り上げ料が無料のところを探すなど、会場の確保に苦慮する。また、資料等の諸費用は担当圏域が負担している状況である。

事業所連絡会の取り組みは、【表 4】のとおりである。⁴⁾

なお、富山県内の相談支援事業所は、2009（平成 21）年には 27 事業所、2014（平成 26）年には、66 事業所となっている。

（3）研修ワーキンググループ

2013（平成 25）年 8 月、富山県では、富山県自立支援協議会相談部会「研修ワーキンググループ」を設置して、今後の相談支援専門員等の人材育成及び研修の企画について検討することとした。⁵⁾

富山県自立支援協議会相談部会「研修ワーキンググループ」の設置について

1 趣 旨

障害児・者の抱える課題の解決や個々のニーズに沿った適切なサービス利用を図るため、平成 24 年 4 月から、サービス等利用計画の対象者が大幅に拡大された。

また、サービス等利用計画のモニタリングや地域相談支援の給付化など、よりきめ細かなケアマネジメントによる支援が求められている。

このため、適切なケアマネジメントを支える人材の育成について検討する必要がある、とりわけ、相談支援専門員の量的拡大および質の向上についての検討が急務となっている。

2 名 称

富山県自立支援協議会相談部会「研修ワーキンググループ」（以下「研修WG」）とする。

3 目 的

障害児・者の相談支援に関する支援体制の整備や人材養成、人材育成の方針や戦略の検討を行うとともに、相談支援に携わる者のネットワークを構築し、もって障害者の地域生活の向上に寄与することを目的とする。

なお、将来的には、相談支援専門員の連携組織（富山県相談支援専門員協会など）の立ち上げなどについても検討する。

4 事業内容

- （1）地域の相談支援体制を担う人材の養成の方針や戦略の検討
- （2）相談支援業務従事者に対する研修の企画

・初任者研修、現任研修、専門研修、ファシリテーター養成研修など

(3) 相談支援事業所その他関係機関のネットワークの構築

(4) その他必要な事業

・将来的にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の企画など

5 組織

(1) 研修WGは、別表に掲げる障害者福祉及び障害者相談支援に関連する職務に従事する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(2) 研修WGに座長を置く。

(3) 座長は、富山県自立支援協議会専門部会の会長が指名する者をもって充てる。

(4) 座長は、研修WGを総理する。

(5) 研修WGの会議は、座長が召集する。

(6) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 庶務

研修WGの庶務は、富山県厚生部障害福祉課において処理する。ただし、相談支援の継続性を考慮し、相談支援事業所等が担当することも検討

研修ワーキンググループは、2011（平成23）年に国研修に参加したメンバーから、人材育成において都道府県格差が生じているとの指摘を受け、富山県における人材育成の機能について検討を重ねてきたものである。

研修ワーキンググループでは、地域の相談支援体制を担う人材の養成を念頭に置きながら、主に相談支援従事者初任者研修、同現任研修、専門コース別研修の企画・運営（研修の内容・講師等々）、事業所連絡会の開催時期・内容の検討も含めて年9～10回開催している。

富山県における障害者の相談支援従事者の人材育成の動きを整理すると、以下のようになる。

【表5】

富山県では、1998（平成12）年に、(身体・知的) 障害者ケアマネジャー養成研修が始まった。当時は、身体障害分野と知的障害分野に分かれて実施されていた。その後、障害者ケアマネジメント従事者養成研修となり、身体・知的障害分野は合同で開催されている。2003（平成15）年、既受講者の継続研修の必要性からフォローアップ研修が行われた。同年からは精神障害分野が加わった。3障害が合同で行われたのは2005（平成17）年からである。この頃から、行政と相談支援従事者が協力して研修を行うようになり、相談支援従事者が講義・演習に関わるようになった。2006（平成18）年、障害者自立支援法の施行に伴い、相談支援従事者研修初任者研修と相談支援従事者研修現任研修が始まり、2009（平成21）年、国研修は「伝達研修」ではなく「研修実施方法の研修」になったことから、都道府県に相談支援従事者研修のあり方は人材育成も含めて任されることになった。同年、富山県自立支援協議会専門部会（相談部会）の取り組みとして「事業所連絡会」が活動を開始した。2012（平成24）年からは、専門コース別研修が始まった。2013（平成25）年、「研修ワーキンググループ」が発足した。

【表5】富山県における障害者の相談支援従事者の人材育成の動き

年度	国の動き	国の相談支援従事者指導者養成研修の研修名	県研修			県・自立支援協議会(相談部会)	
			初任者研修	現任研修	専門コース別研修	事業所連絡会	研修WG
1998 (H10)		介護等支援専門員養成指導者研修					
1999 (H11)	社会福祉基礎構造改革	(身体・知的)障害者介護等支援専門員養成指導者研修					
2000 (H12)	社会福祉法 介護保険法施行	(身体・知的)障害者ケアマネジャー養成指導者研修	(身体・知的)障害者ケアマネジャー養成研修				
2001 (H13)		(身体・知的)障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修	障害者ケアマネジメント従事者養成研修				
2002 (H14)		障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修	↓				
2003 (H15)	支援費制度	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修	障害者ケアマネジメント従事者研修	フォローアップ研修			
2004 (H16)	発達障害者支援法成立	↓	↓	↓			
2005 (H17)		↓	↓	↓			
2006 (H18)	障害者自立支援法施行	相談支援従事者指導者養成研修	初任者研修	現任研修			
2007 (H19)							
2008 (H20)							(相談部会)
2009 (H21)	障がい者制度改革推進本部設置	伝達研修→研修方法の研修へ					事業所連絡会
2010 (H22)	障害者自立支援法の改正(つなぎ法)						
2011 (H23)	障害者虐待防止法制定 障害者基本法の改正						
2012 (H24)	(相談支援の充実)				専門コース別研修		
2013 (H25)	障害者総合支援法施行 障害者差別解消法成立						研修WG
2014 (H26)	(すべての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画)	↓	↓	↓	↓	↓	↓

IV. まとめ

これまで、国が行ってきた相談支援従事者を養成する研修と都道府県レベルで行われる研修を見てきた。障害者ケアマネジメントの手法に始まり、伝達研修から研修実施方法の研修へと研修内容が変わり、大きな枠組みは作られ、あとはそれぞれの地域で障害のある人の生活を支援する仕組みを作っていくことが望まれている。

国は、平成26年度相談支援従事者指導者養成研修で、研修内容を「都道府県研修の質の向上させるために、都道府県における研修の体制強化及び内容の充実について重点的に実施する」として、「ファシリテーター(研修体制)の確保と人材育成(養成)」を第1の課題としている。講義の中でも、研修の目的を「人材育成の一環としてファシリテーションスキルを身につけ、より効果的な現場での実践力(質の確保)と効果的な研修システムを作る」こととしている。また、「なぜ人材育成が必要か」の問いに、①人が変わることによってサービスの低下があってはならない、②人が変わることによってシステムが機能しなくなるとはいけない、③地域格差は最小限であるべき。つまり「相談支援の質の向上」をあげている。

近年、社会構造が大きく変化するなか、福祉対象範囲の拡大とともに、生活課題が複雑化、多

様化、深刻化している。こうした状況に対応できる相談支援専門員を育成していくためには、日々の実践の積み重ねとそれをスーパーバイズする機能が必要である。相談支援専門員が、お互いに自らの実践をふりかえるとともに、専門職としての資質の向上をめざし、連携を強化することで、生活上に困難のある方々の地域生活支援に資すること、また相談支援の充実及び人材の育成に寄与することを目的とする機能・組織が必要である。

現在、各都道府県に、相談支援専門員協会が設立されている。これはそうしたことの動きの現れである。自分たちの地域をどのようにしていくか、人材がその地域を変えていくことになる。人材育成の取り組みがその地域を変えていくと言っても過言ではない。

引用・参考文献

- 1) 平成 20 年度「障害者相談支援専門員の継続研修の必要性とプログラム構築に関する研究事業報告書」社団法人日本社会福祉士会障害者相談支援専門員の継続研修の必要性とプログラム構築に関する研究事業プログラム検討委員会
 - 2) 富山県障害福祉課提供資料
 - 3) 富山県障害福祉課提供資料
平成 15～17 年度障害者ケアマネジメント従事者研修日程
平成 18～26 年度障害者相談支援従事者研修日程（初任・現任）
 - 4) 富山県障害福祉課提供資料（事業所連絡会資料）
 - 5) 富山県障害福祉課提供資料（研修ワーキンググループ資料）
-
- ・ 障害者ケアマネジャー養成テキスト知的障害編 中央法規 2000.12.5
 - ・ 障害者ケアマネジャー養成テキスト知的障害編（第 3 版） 中央法規 2003.9
 - ・ 改訂 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト 中央法規 2007.8
 - ・ 三訂障害者相談支援従事者初任者研修テキスト 中央法規 2013.12.1